

# 技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和7年2月1日  
加賀市

## 【1. 技術者（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）について】

### （1）技術者の配置と専任について

建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。公共性のある重要な建設工事（契約額 4,500 万円以上、建築一式工事 9,000 万円以上）に配置する主任（監理）技術者は、原則として工事現場毎に専任で配置しなければなりません。

### （2）主任技術者の兼務について

専任を要する工事のうち、次の全てに該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は  
施工にあたり相互に調整を要する工事(※2)

かつ

工事現場の相互の間隔  
が 10 km程度の近接  
した場所にある場合

※2. 施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含まれます。

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事（下請金額の合計が 5,000 万円以上、建築一式は 8,000 万円以上）
- ・その他、兼務を承認することが適当でない工事

専任を要する工事を含む場合で、同一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、原則2件までです。

### （3）情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務について

以下のすべてを満たす工事の場合は、同一の専任の主任（監理）技術者が2件まで管理できるものとします。ただし、監理技術者補佐を配置する場合には適用しません。

- ・各工事の請負代金が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- ・工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

- ・各工事の下請次数が3次までであること。
- ・主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置すること。
- ・工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。
- ・人員配置の計画書を作成し、工事現場に据え置くと共に営業所において保存すること。
- ・工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

#### （4）監理技術者補佐を配置することによる監理技術者の兼務について

以下のすべてを満たす工事の場合は、同一の監理技術者が2件まで管理できるものとします。

- ・各工事の予定価格が3億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあたっては2億円未満）であること。
- ・兼務する工事がいずれも加賀市が発注するものであること。
- ・工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- ・監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行できること。
- ・工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと
- ・兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

##### （監理技術者補佐の要件）

- ・受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・主任技術者を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は監理技術者の資格を有する者であること。
- ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- ・監理技術者補佐が担う業務について発注者に説明できること。

#### （5）連続する工作物等の工事における技術者の兼務について

複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の専任の技術者が監理することができるものとします。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）となるときは、監理技術者を配置するものとします。

## (6) 技術者の兼務に関する手続きについて

### ア. 技術者の兼務に関する条件について

技術者の兼務条件については、入札の執行時に、ご提示いたします。兼務の条件を満たす場合は、他の工事現場との兼務を申請することができます。

### イ. 技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に配置している技術者を今回対象工事の技術者として配置しようとするときで、専任を要する工事を含む場合、兼務承認申請により承認を受ける必要があります。

兼務を希望する工事がいずれも専任を要する場合、予め他工事発注者の承認を得た上で、今回対象工事発注者の承認を受ける必要があります。

また、専任を要する工事と専任を要しない工事との兼務を希望する場合、専任を要する工事の発注者から承認を得てください。

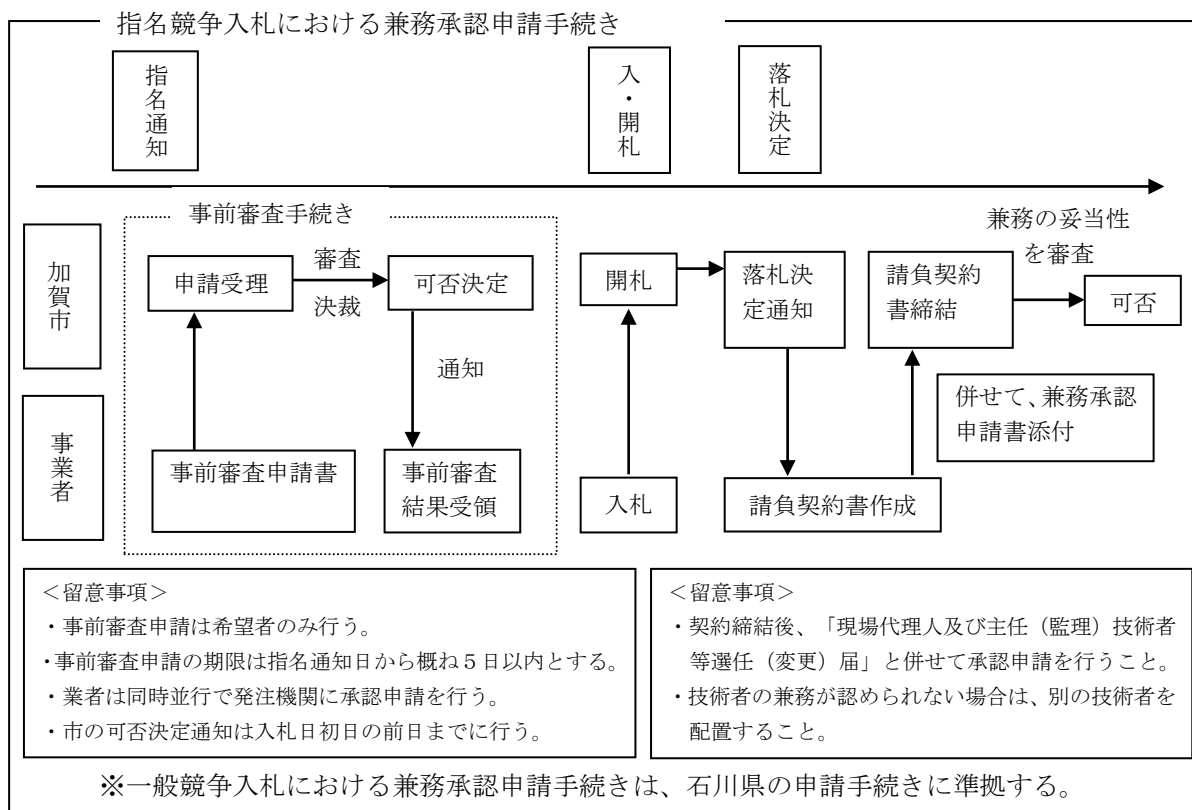
兼務承認：技術者の兼務承認申請書により申請

※入札前に審査を受けたい場合

希望する者は、事前に兼務の可否について審査を受けることもできます。

事前審査：技術者の兼務に係る事前審査申請書により申請

### ウ. 兼務承認申請手続きの流れについて



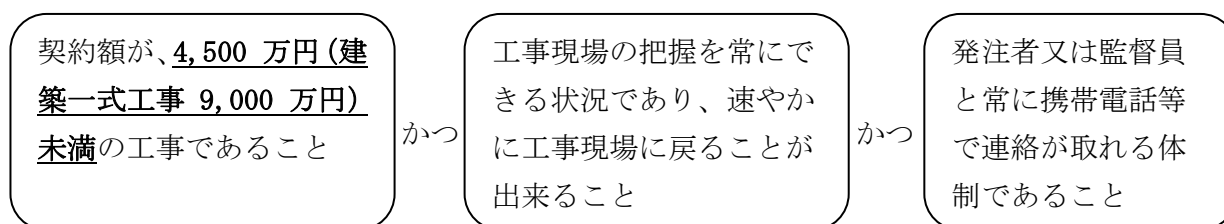
## 【2. 現場代理人について】

### (1) 現場代理人の配置について

市発注工事においては、加賀市建設工事標準請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第10条により、現場代理人の工事現場における常駐での配置を義務づけています。

### (2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

次の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。



### (3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ・ 兼務する工事が 3件以内(対象工事含む) であること
- ・ 兼務する工事の現場間の移動時間が 30分以内 であること
- ・ 契約額が 4,500万円(建築一式工事 9,000万円)以上の他工事の主任（監理）技術者でないこと
- ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、9,000万円未満 であること

### (4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人（発注機関は問わない。）を別の市発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請によりその確認を受ける必要があります。

兼務確認：現場代理人の兼務確認申請書により申請

### 【3. 技術者と現場代理人を兼務した場合について】

#### (1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と技術者は、相互にこれを兼務することができます。  
(契約約款第10条第5項)

#### (2) 技術者の兼務が承認された場合について

他の工事又は今回対象工事が契約額 4,500万円以上（建築一式工事 9,000万円以上）の技術者の専任を要する場合で、他の工事において技術者と現場代理人を同一人が兼ねているときに、今回対象工事の技術者との兼務を承認した場合は、【2. 現場代理人について】の（2）及び（3）の要件にかかわらず、現場代理人を兼務することができます。

### 【4. 主任（監理）技術者等の途中交代について】

#### (1) 主任（監理）技術者の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任（監理）技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。主任（監理）技術者の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代条件としては、主任（監理）技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地への現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられます。

#### (2) 現場代理人の途中交代について

現場代理人については、発注者と協議の上、工事現場の運営や契約上の権限行使に支障を生じないと認められれば、交代を認めます。

### 【5. 主任（監理）技術者の専任を要しない期間について】

#### (1) 工事現場への専任を要しない期間について

主任（監理）技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全

面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

## (2) 工場製作を含む工事の主任（監理）技術者交代に関する手続きについて

### ア. 配置予定技術者の届出について（設計額4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事）

入札参加者が「配置予定現場代理人・主任（監理）技術者届（様式第13号）」に記載する主任（監理）技術者は以下のとおりとします。

①工場製作を施工したのちに現場施工へと移る場合（一部重複する場合も含む）

工場製作に係る技術者を記載する。

②工場製作と現場施工を同時並行で行う場合

工場製作に係る技術者と現場施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれを記載し、各技術者の役割を明記する。

### イ. 配置技術者の届出について

受注者が提出する書類は以下のとおりとします。

①工場製作を施工したのちに現場施工へと移る場合（一部重複する場合も含む）

#### 契約時

- ・工場製作と現場施工の期間を明示した「工程表（様式第7号）」
- ・工場製作期間の主任（監理）技術者を記載した「現場代理人および主任（監理）技術者等選任（変更）届（様式第14号）」
- ・工場製作期間の主任（監理）技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」

#### 現場施工開始時

- ・現場施工期間の主任（監理）技術者を記載した「現場代理人および主任（監理）技術者等選任（変更）届（様式第14号）」
- ・現場施工期間の主任（監理）技術者の登録状況が分かる「コリンズ変更登録の写し」

②工場製作と現場施工を同時並行で行う場合

#### 契約時

- ・工場製作と現場施工の期間を明示した「工程表（様式第7号）」
- ・工場製作期間の主任（監理）技術者を記載した「現場代理人および主任（監理）技術者等選任（変更）届（様式第14号）」
- ・工場製作期間の主任（監理）技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」
- ・現場施工期間の主任（監理）技術者を記載した「現場代理人および主任（監理）技術者等選任（変更）届（様式第14号）」
- ・現場施工期間の主任（監理）技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」